

尾花沢市社会福祉協議会

第64号

平成25年3月31日発行

編集発行
社会福祉法人 尾花沢市社会福祉協議会
〒999-4224 尾花沢市新町3-2-5
東光館内 ☎0237-22-1092
ホームページ www.obanazawa-syakyo.jp

福祉おばなざわ



除雪ボランティアおぼね雪ほり隊 平成25年1月26日開催



ふれあいいきいきサロン「なかよしお茶のみ会」(北郷地区)



『福祉ネットワーク(福祉隣組)づくり連絡会議』における研修会

「福祉のまちづくりと地域福祉計画・地域福祉活動計画」

講師：東北文化学園大学
豊田教授
平成25年3月10日(日)開催

福祉の町づくりと地域福祉計画・地域福祉活動計画、障害者虐待防止法

福祉の町づくりについて、地域福祉計画・地域福祉活動計画、障害者虐待防止法や尾花沢市社会福祉協議会が行う地域福祉事業の視点から2ページにわたってご紹介いたします。

第64号の主な内容

- 1 P. 2 P. 福祉の町づくりと地域福祉計画・地域福祉活動計画、障害者虐待防止法
- 3 P. 共同募金実績報告
- 4 P. 尾花沢市母子寡婦福祉連合会、尾花沢市身体障害者福祉協会
- 5 P. 賛助会員の紹介、真心ありがとうございました
- 6 P. 福祉サービス利用援助事業、ふれあい福祉相談所



障害者虐待防止法と 福祉の町づくり

平成24年10月1日、障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行されました。これは障がい者の尊厳を守るための法律で「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定され、広く虐待行為が禁止されています。障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援等により、障害者の基本的人権と権利を守ります。身体的虐待やネグレクト（放棄・放任）などの障がい者虐待に気づいた人に通報義務が定められており、通報先は市の健康福祉課になりますが情報は慎重に扱われます。

高齢者や児童も含め、障害者虐待をしない・させないためには、家族への支援や関係職員の権利擁護に対する意識を高めることはもちろん、住民1人ひとりを大切に
する福祉の町づくりの視点が今後より一層重要になるものと思われます。

地域福祉計画、 地域福祉活動計画

地域福祉計画とは社会福祉法に基づき、地域福祉の推進に関する事項を定めた計画であり、福祉サービスの適切な利用の推進や、地域福祉に関する住民参加促進に関する事項を一体的に定めるものとされており、尾花沢市においては平成24年度に策定、25年度施行となっております。

地域福祉活動計画とは「活動」により重点を置き、地域福祉の整備・推進、さらにはそのための活動を織り込んだ公私の計画であり、今後尾花沢市社会福祉協議会が関係機関と連携しながら福祉の町づくり活動計画として進めてまいります。



いずれにしても誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、自助（自分のことは自分でやる）・共助（地域住民等の支え合い、助け合い）・公助（公的サービス）を基本に、地域福祉を推進してまいります。

尾花沢市社会福祉協議 会が行う地域福祉事業

社会福祉協議会（社協）は、全国の市町村に設置されており、社会福祉法にも「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されている、公共性・公益性の高い民間非営利団体です。

具体的には、ボランティア活動や住民参加による福祉のまちづくり事業である福祉ネットワーク（福祉隣組）活動などを進めてまいります。

この中でも福祉ネットワーク（福祉隣組）づくり事業においては、支援の必要な方に対し、福祉協力が見守りや玄関の雪払い等ご協力いただいております。今年の冬は3年連続の豪雪に見舞われ、福祉協力員のご支援が欠かせない

ものであったと思われる。それに加えて、尾花沢市除雪ボランティアセンターの立ち上げに伴い、全国各地より除雪ボランティアの方々に協力いただきました。

また、学生を対象とした福祉体験学習や、高齢者を対象としたふれあいいきいきサロン「なかよしお茶のみ会」など、共助による地域住民等の支え合い、助け合いを平成25年度も推進し、福祉のまちづくりを目指してまいります。



おばね雪ほり隊「高齢者世帯の除雪」 平成25年2月3日

詳しい活動状況は尾花沢市社会福祉協議会ホームページ（www.obanazawa-syakyo.jp）でもご覧いただけます。

戸別募金 (各世帯の封筒募金による寄付金)	2,356,525円
職域募金 (市役所各課、公民館、社会福祉協議会)	35,558円
その他 (社協窓口募金箱による寄付金他)	2,042円
実績額 (合計金額)	2,394,125円

赤い羽根共同募金
 昨年の10月に実施いたしました「赤い羽根共同募金」のご協力ありがとうございました。実績を市民の皆様へご報告いたします。
 ◎募金総額
 金 2,394,125円
 内訳は次のようになります。

赤い羽根共同募金



平成24年度 共同募金の実績報告

平成24年度共同募金配分金	
社協配分金	1,264,144円
内 訳	
老人福祉活動費	329,144円
障害児・者福祉活動費	190,000円
児童・青少年・母子父子福祉活動費	285,000円
福祉育成援助活動費	460,000円

全額を山形県共同募金会へ送金し、平成25年度に県内の福祉施設の建設・増改築費や社協、あるいはボランティア団体などの事業費として配分されることとなります。尚、赤い羽根共同募金の3%は災害準備金として積立てられ、被災地のボランティア活動等に役立てられております。
 ちなみに平成24年度に尾花沢市へ配分があった金額(平成23年度募金分のうち市社協配分金)は次のとおりです。

「歳末たすけあい運動」とは…
 明治後期頃から救貧を目的とする民間活動として広がり、戦後にかけては民生委員などが中心となって金品の配布運動が行われております。現在では支援を必要とする人たちが安心して暮らせるよう様々な関係機関の参加のもと展開されており、本運動の募金活動は共同募金の一環として行われます。
 ありがとうございます



歳末たすけあい運動

昨年12月に実施いたしました「歳末たすけあい運動」におかれましては、皆様のご協力ありがとうございました。誠にありがとうございました。

頂いたご寄付は配分委員会の協議を経て、担当地区の民生委員より支援の必要な対象世帯へ義援金としてお届けいたしました。実績は以下のとおりでしたのでご報告いたします。

	金額	説明
寄付金	1,605,315円	戸別募金 1,605,315円
配分金 事務経費	1,605,315円	歳末たすけあい配分金 1,590,000円(83世帯)
		(内訳) 単身老人世帯 972,000円(54世帯)
		老夫婦世帯 114,000円(5世帯)
		障害者世帯 206,000円(11世帯)
		母子・父子世帯 188,000円(8世帯)
		生活困窮一般世帯 110,000円(5世帯)
		事務経費 15,315円

尾花沢市母子寡婦福祉連合会からのお知らせ

昭和23年戦争未亡人の会として設立された母子会も60年の節目を迎えました。戦後の混乱期子供の幸せと自立の為、長年にわたり国や県に要望してきた多くの先輩達の熱い思いと恩恵を受けながら今日に至っております。しかし現在、若年母子の増加にかかわらず、会員の減少に悩んでおります。よって県母子連及び母子会は下記事業を実施しておりますのでひとり親家庭の皆さん、ぜひご参加くださいますようお願いいたします。

<県母子連>

- ・山形県大会（寒河江市）
- ・東北ブロック大会（岩手県）
- ・全国大会（群馬県）
- ・ひとり親家庭生活支援事業 他

<市母子会>

- ・アレンジフラワー
- ・料理教室
- ・若年母子会
- ・たすけあい資金貸付 他



◎年会費/1,200円

◎連絡先/西塚恵子 ☎090-4478-5486

尾花沢市身体障害者福祉協会からのお知らせ

尾花沢市身体障害者福祉協会は、市内在住の身体障害者手帳をお持ちの方々やその家族の皆さんが、公的機関や市民の方々と協力し、問題の解決や障害者の方々一人ひとりの福祉向上を願って活動している団体です。尾花沢市身体障害者協会では県身障者福祉大会、芸術・文化作品展等への参加をはじめ、スポーツを通して会員の親睦を図るため、定期的にスポーツ練習会を実施しています。障がいに関まつるご相談や入会申し込み等は下記までお気軽にお問い合わせください。

山形県身体障害者相談員

大山 恒夫	☎(0237) 25-3220
井苺 武司	☎(0237) 25-2172
有路 昭右エ門	☎(0237) 28-2391
加藤 寛彦	☎(0237) 22-2919
西塚 京子	☎(0237) 28-3505



尾花沢市社会福祉協議会 訪問入浴介護事業所

「お風呂に入れてあげたいけれど、寝たきりや移動困難で入浴するのが難しい。」
「デイサービスを利用せず自宅で入浴したい。」など、お悩みの方いらっしゃいませんか？



主にこの様な方がご利用できます

「要介護1～5の方」「特定疾病のため介護が必要な40～64歳の方」「要支援1～2で浴室がない、感染症などで施設浴室利用が困難な方」「尾花沢市に申請された身体に障害のある方」

どのように入浴するの？

- ・訪問入浴スタッフ看護師1名介護職員2名が、右の図の様な車で御自宅に訪問します。
- ・専用防水シートを敷いて、入浴するため寝室や茶の間などでも入浴できます。
- ・車内ポイラーで沸かしたお湯を専用浴槽に送水しお湯が貯まる仕組みになっています。
- ・使用済みのお湯は、排水ホースで御指定の場所に排水いたします。
- ・入浴の際にシーツ交換やオムツ交換も行わせていただいております。



御好評いただいております温泉（花笠の湯）を4月より再開致します。今年も利用者様スタッフ共に笑顔いっぱいの入浴車になるよう、一層頑張ってお参ります。今後とも宜しくお願い致します。◆お問い合わせ・連絡先/☎22-1092



平成24年度 賛助会員の紹介

市内の企業の皆様のご厚意により尾花沢市社会福祉協議会の賛助会員として、地域福祉の推進のため賛助会費を納めて頂きましたのでご紹介するとともに、改めて御礼申し上げます。

賛助会費は、主にボランティア活動の推進、心配ごと相談所事業、児童生徒の福祉体験学習や広報誌の発行等に有効に活用させていただきます。

ありがとうございました。

- 平安堂
- 矢作組
- (株)協和製作所
- (株)文長
- 中華料理 竹八
- 尾花沢日産自動車(有)
- 三共開発(株)
- 大金電子工業(株)
- 大山建設(株)
- 斉藤自動車整備工場(有)
- 奥田自動車(有)
- ことぶき建設(株)
- オキナ電子(株)

- (有)間宮石材
- ツルケン(株)
- 加藤自動車(株)
- 本間建設(株)
- (株)おーばん
- エムテックスマツムラ(株)
- 菅野電設(株)
- (株)オザマ製作所
- 富士スポーツ(株)
- (株)成和技術
- (株)大類兄弟商会
- (株)尾花沢タクシー
- (株)マルニシ
- (株)明友
- (株)伊助商店
- (株)柴崎薬局
- (有)まるきん
- (有)柴崎建設
- (株)はながさ建設
- 柏屋食堂
- (有)尾花沢電気工事
- (株)製麺星川
- (有)スカイファームおさぎ
- (有)あべ農園
- 寒月堂
- (株)山形銀行尾花沢支店
- 山形ダイハツ販売(株)尾花沢店
- 匿名

(敬称略・順不同)



賛助会費は一口五千円よりお納めていただいております。会員は随時募集中ですのでよろしくお願いいたします。

真んどうもありがとうございました

皆様により温かい真心が寄せられましたので、ご報告いたします。尚、寄付金につきましては福祉基金に全額を積み立て、これからの地域福祉事業に役立てることにあります。

尾花沢地区婦人会様

福祉チャリティーバザー寄付金

金52,000円

尾花沢中学校様

車いす1台

戸田とし子様

タオル100枚

後藤 治様

サツマイモ15kg
(アイサービスセンター和光園へ)



尾花沢市除雪ボランティアセンター
除幕式の様子(平成24年10月29日)

また、尾花沢市社会福祉協議会において、平成24年10月に尾花沢市除雪ボランティアセンターを設立するにあたり、次の物品の寄贈もありましたのでご報告いたします。

尾花沢市民雪研究会様

- 除雪ボランティアセンター看板、ヘルメット10個、スコップ10丁、ホームページ作成費

尚、除雪ボランティアの活動の様子は「おばなざわボランティアだより22号」(平成25年3月15日発行)、または尾花沢市社会福祉協会ホームページ

www.obanazawa-syakyujo.jp
にてご覧いただけます。

福祉サービス利用援助事業

対象となる利用者

高齢者や知的障害者、精神障害のある方などで、福祉サービスの利用をしたいけれどよくわからない方、日常のお金の管理や引き出しができないなど日常生活に不安のある方です。施設や病院に入所・入院している方でも利用できます。

また療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている方、認知症等の診断を受けている方に限ったものではありません。

高齢者や障害のある方へ



利用料 1回 1,500円

(1時間程度、交通費も含まます)

窓口 尾花沢市社会福祉協議会
電話 22-1092
(市老人福祉センター 東光館内)

サービスの内容

福祉サービス利用のお手伝い (利用料を支払う手続き、日常生活上に必要な事務的な手続き、苦情解決制度の利用援助など)、**日常的な金銭管理のお手伝い** (年金・福祉手当・生活費の引き出しや公共料金・税金などの支払い・口座引き落としの手続き、日用品等の購入代金を支払う手続き、書類や請求書類の整理など)、**大切な書類のお預かり** (通帳、印鑑、証書など)

困ったことは、迷わず相談

ふれあい福祉相談所

『**総合相談**』 毎週水曜日、午前10時～午後2時(祝日を除く)

行政相談委員や民生委員、保護司、学識経験者としてもご活躍される総合相談員が、あらゆる心配ごとのご相談に応じます。(秘密厳守)



毎週水曜日は相談経験豊富な5名の総合相談員が、週替わりでご相談に応じます。

お気軽にお越しください

『**専門相談**』 毎月第3水曜日、午前10時～午後3時(祝日・8月・12月を除く)

法律相談は午後1～3時ですが、1時30分ごろまでお越しにください。

弁護士、行政相談委員、人権擁護委員、総合相談員がご相談に応じます。



『**常設相談**』 月曜～金曜日、祝日を除く(午前8時30分～午後5時)

社協職員がご相談に応じます。

法律相談や人権相談、行政相談、保健医療、福祉サービス全般(介護、リハビリ等)、教育相談、交通事故、婚姻関係、生計等のご相談を無料でお受けし、事案によっては関係機関をご紹介します。個人のプライバシーは守ります。予約は不要です。お気軽にお越しください。